

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 30 年 6 月 21 日
アディッシュ株式会社
(派 13-306481)

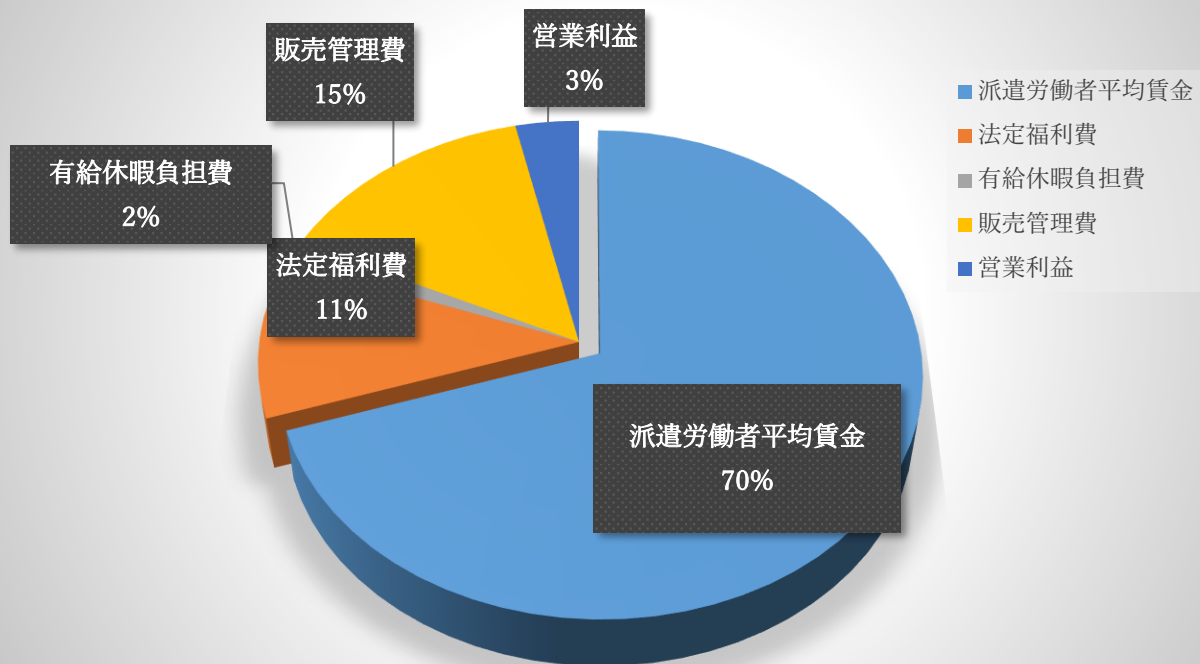
平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

派遣料金の内容内訳（マージン率）



1. 対象期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日

2. マージン率等

①派遣労働者数	3名
②派遣先事業所数	1件
③マージン率	30.4%
④1日（8時間あたり）の労働者派遣料金の平均額	36,262円
⑤1日（8時間あたり）の派遣労働者の平均賃金	25,243円

マージンに含まれる費用

- ・ 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分）
- ・ 有給休暇負担費（年次有給休暇取得時にかかる賃金※派遣先への請求はできません）
- ・ 販売管理費（健康診断費用、人材募集費用、就業管理費用、営業費用など）
- ・ 営業利益（上記費用を差し引いた利益）

3. 教育訓練に関する事項

- ・ 個人情報保護に関する集合研修（1回／年）情報セキュリティに関する集合研修（1回／年）
- ・ 情報セキュリティに関する集合研修（1回／年）
- ・ ストレスマネジメント研修（1回／年）
- ・ スキルアップ研修（4回／年）
- ・ 個別レビュー・フィードバック（12回／年）



つながりを常によろこびに
Delight in Every Connection